

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字金杉字稲荷六二七番地先から同郡同町大字築比地字野銭一一番三地先まで	北葛飾郡松伏町大字金杉字稲荷五四六番二地先から同郡同町大字築比地字野銭二八番一地先まで		区 間
九・〇一〇 一〇・八四	六・六〇〇 一二・四一		敷地の幅員 (メートル)
五六七・一三	五〇〇・〇〇		(メートル) 延長
			備 考  平成十年三月三日付け埼玉県告示第二百九十九号で告示した道路予定区域の変更である。